

## 65歳超継続雇用促進コース

### 65歳超継続雇用促進コースとは…

65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上までの継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して、実施した措置等に応じて一定額を助成します。

### ◆支給額

#### 定年の引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする継続雇用の導入

実施した制度 引上げた年齢 対象被保険者数	定年引上げ又は定年の廃止				継続雇用制度の導入		
	65歳	66～69歳		70歳以上 (旧定年が70歳未満に限る)	定年の定めの廃止 (旧定年が70歳未満に限る)	66～69歳	70歳以上(旧定年及び継続雇用年齢が70歳未満に限る)
5歳未満		5歳以上					
1～3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円	15万円	30万円
4～6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円	25万円	50万円
7～9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円	40万円	80万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円	60万円	100万円

※実施した制度、引き上げた年数、対象被保険者数に応じて定額が助成されます。

#### 他社による継続雇用制度の導入（上限額）

措置内容	66～69歳	70歳未満から 70歳以上
支給額（上限）	10万円	15万円

※申請事業主が他社の就業規則等の改正に要した経費の2分の1の額と表中の支給上限額のいずれか低い

方の額が助成されます。対象経費については申請事業主が全額負担していることが要件となります。

※旧定年年齢及び継続雇用年齢並びに他の事業主による継続雇用年齢が70歳未満のものに限ります。

### ◆主な支給要件

主な支給要件は①制度の実施、②対象被保険者、③対象経費の発生、④高年齢者雇用管理措置の実施です。この他にも必要な要件がありますので、詳細は支給申請の手引きをご確認ください。

#### ① 制度の実施

65歳以上への定年引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入又は他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施していることを就業規則等で確認します。

※パート規則、再雇用規程等の付属規定を含みます。

※対象被保険者が定年時に適用されていた就業規則が上記の規則とは別（それよりも前に適用されていた規則であるなど）の場合は併せて提出が必要です。

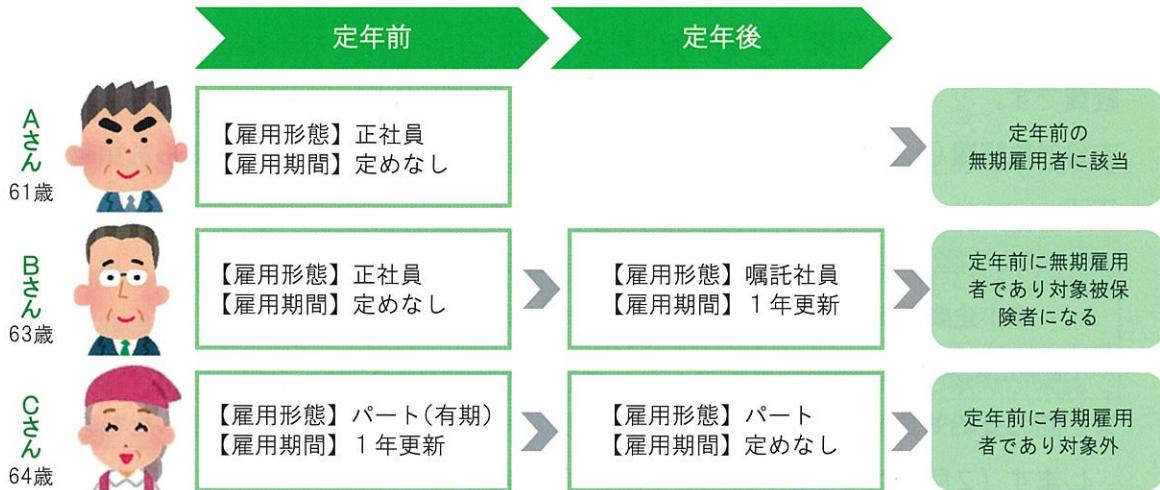


## ② 対象被保険者

支給申請日前日において以下のイ及びロに該当することを確認します。

- イ. 事業主に1年以上継続して雇用されている者であって、支給申請日の前日において60歳以上の雇用保険被保険者であること
- ロ. 改正前、改正後の就業規則の適用者であり、定年前の無期雇用労働者又は無期雇用契約の定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されていること

例) 定年前後の有期／無期雇用の例：改正前が定年62歳、65歳まで継続雇用  
改正後が定年62歳、70歳まで継続雇用の場合



## ③ 対象経費の発生

社会保険労務士等の専門家等に就業規則の作成又は相談・指導を委託するなどし、経費が発生しており、その契約、履行、支払について、書類で確認が必要です。

## ④ 高年齢者雇用管理措置の実施

高年齢者雇用等推進者の選任及び55歳以上の高年齢者に対して次のa～gまでの高年齢者雇用管理措置に関する措置を1つ以上実施している事業主であることを確認します。

- a. 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施
- b. 作業施設・方法の改善
- c. 健康管理、安全衛生の配慮
- d. 職域の拡大
- e. 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進
- f. 賃金体系の見直し
- g. 勤務時間制度の弾力化

例 c : 生活習慣病健診の実施、  
g : 短時間勤務制度の導入等

## ◆申請の手続き

定年引上げ等の制度を実施した日の属する月の翌月から起算して4か月以内の各月初から15日までに都道府県支部へ申請書等を提出してください。

※詳しくは支給申請の手引きをご確認ください。